

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金 (住宅取得)

交付までの流れ

～申請から交付まで～

① 住宅取得（中古・新築）



② 申請

住宅の引き渡しを受けた日から **1年以内**に申請ください。



③ 交付決定

交付決定通知書を送付します。



④ 補助金交付

申請提出書類（市民向け）

- ①壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書
- ②住民票（世帯全員分）
- ③売買契約書等の写し
- ④領収書またはこれに準ずる書類等の写し
- ⑤登記事項証明書または検査済証の写し
- ⑥市税等の未納がない証明書（世帯全員分）
※子ども、学生の場合は不要
- ⑦壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書
- ⑧誓約書
- ⑨振込口座の通帳の写し

※戸籍の附票・・・本籍地の役所で取得可能

市税等の未納がない証明書・・・非課税の場合は非課税証明書を提出してください。

申請提出書類（移住者）

- ①壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書
- ②住民票（転入後の世帯全員分）
- ③工事請負契約書または売買契約書等（取得に係る経費を明らかにできる書類）の写し
- ④領収書またはこれに準ずる書類等（取得に係る経費の支払いが証明できる書類）の写し
- ⑤登記事項証明書または（建築基準法に基づく）検査済証の写し（取得した住宅と土地に係るもの）
- ⑥壱岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書
- ⑦誓約書
- ⑧振込口座の通帳の写し
- 転入前住所地で取得する書類
- ⑦戸籍の附票（転入後の世帯全員分）
- ⑧市税等の未納がない証明書（転入後の世帯全員分）
※子ども、学生の場合は不要

- 転入日から5年以内に引き渡しを受けた住宅が対象となります。
- 土地のみの購入も対象となります。